

建築基準法施行細則

改 正 案					現 行												
(建築主事の所管事務) 第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の規定に基づき建設部建築住宅課に置かれる建築主事は、次に掲げる審査又は確認を行うものとする。 (1) 略 (2) 建築物の計画が<u>法第6条の3第1項第1号</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同号</u>に規定する特定増改築構造計算基準又は法<u>第18条第5項第1号</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同号</u>に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査 2 略 <u>(調査及び点検の項目等の付加)</u> <u>第4条の3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号)第2の規定により付加する法第12条第1項に規定する調査及び同条第2項に規定する点検の項目、方法及び結果の判定基準は、別表第1のとおりとする。</u> (多雪区域の指定等) 第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。 2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、<u>別表第2</u>に定める算式により求めたものとする。 3 略 (許可の申請) 第15条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、災害危険区域内建築許可申請書(様式第7号)正副2部に、それぞれ<u>別表第3</u>に掲げる図書(木造の建築物にあつては、構造計算書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(別表第1)(第4条の3関係)</u>					(建築主事の所管事務) 第2条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の規定に基づき建設部建築住宅課に置かれる建築主事は、次に掲げる審査又は確認を行うものとする。 (1) 略 (2) 建築物の計画が法<u>第6条の3第1項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同項ただし書</u>に規定する特定増改築構造計算基準又は法<u>第18条第4項ただし書</u>に規定する特定構造計算基準若しくは<u>同項ただし書</u>に規定する特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査 2 略 <u>(新設)</u> (多雪区域の指定等) 第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。 2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、<u>別表第1</u>に定める算式により求めたものとする。 3 略 (許可の申請) 第15条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、災害危険区域内建築許可申請書(様式第7号)正副2部に、それぞれ<u>別表第2</u>に掲げる図書(木造の建築物にあつては、構造計算書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。 <u>(新設)</u>												
<table><tr><td>区分</td><td>項目</td><td>方法</td><td>判定基準</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					区分	項目	方法	判定基準									
区分	項目	方法	判定基準														

改 正 案				現 行	
1 建築物の内 部	(1) 常 時閉 鎖し た状 態に ある 防火 扉 (以 下こ の表 にお いて 「常 閉防 火 扉」 とい う。)	ア 閉鎖又は 作動の障害と なる物品の放 置並びに照明 器具及び懸垂 物等の状況	目視又はこれに類す る方法（以下この表 において「目視等」 という。）により確 認する。	物品が放置されてい ること等により常閉 防火扉の閉鎖又は作 動に支障があるこ と。	
		イ 扉の取付 けの状況	目視等又は触診によ り確認する。	取付けが堅固でない こと。	
		ウ 扉、枠及び 金物の劣化 及び損傷の 状況	目視等により確認す る。	変形、損傷又は著し い腐食により遮炎性 能又は遮煙性能に支 障があること。	
		エ 固定の状 況	目視等により確認す る。	常閉防火扉が開放状 態に固定されている こと。	
		オ 人の通行 の用に供す る部分に設 ける常閉防 火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間を測定 し、扉の質量により 運動エネルギーを確 認するとともに、必 要に応じて閉鎖力を 測定する。	防火区画に用いる防 火設備等の構造方法 を定める件（昭和48 年建設省告示第2563 号）第1第1号の規 定に適合しないこ と。	
	(2) 居 室の換 気	ア 換気設備 の作動の状 況	各階の主要な換気設 備の作動を確認す る。ただし、1年以 内に実施した法第12 条第3項に規定する 検査又は同法第4項 に規定する点検（以 下この表において 「検査等」という。） の記録がある場合に あつては、当該記録	換気設備が作動しな いこと。	

改 正 案					現 行	
				を確認することで足りる。		
			イ 換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。	
2 避難施設等	(1) 防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況		各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。	
	(2) 非常用の照明装置	ア 非常用の照明装置の作動の状況		各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、1年以内に実施した検査等の記録がある場合にあっては、当該記録を確認することで足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。	
		イ 照明の妨げとなる物品の放置の状況		目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。	
(別表第2) (第9条関係) 略					(別表第1) (第9条関係) 略	
(別表第3) (第15条関係) 略					(別表第2) (第15条関係) 略	